自治労　2021年度健康福祉支部要求への回答（令和3年3月12日）

第１の要求については、労使関係条例に従い、円滑な話し合いが行われるよう、今後とも誠意をもって対処してまいりたい。また、その趣旨は各所属にも伝えてまいりたい。

第２の要求については、全庁的な問題でありますので、要求の趣旨は関係課に伝えてまいりたい。なお、新型コロナウイルス対策業務における人員配置については、部としても、業務の廃止を含めた見直しを行い、部内外の応援を含めて人員を投入するなど、これまでの間対応してきたところ。適正な勤務労働条件の確保ができるよう、引き続き取り組んでまいりたい。

第３の要求について、人員の配置については、部としても、業務の廃止を含めた再構築や人員の重点化などを行うとともに必要な業務量に見合った適正な配置に努め、また、新型コロナウイルス対策業務については、部内外の応援も含めて人員を投入するなど、これまでの間対応してきたところ。適正な勤務労働条件の確保ができるよう、引き続き取り組んでまいりたい。

第４の要求については、全庁的な問題でありますので、要求の趣旨は関係課に伝えてまいりたい。なお、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」については、会議等の場を通じて周知済みであり、部としても、適正な勤務労働条件の確保ができるよう、引き続き取り組んでまいりたい。

第５の要求について、職員の年度途中退職等に対する代替措置については、令和３年１月25日の府労連秋季年末要求に回答しているとおり、職場の実態を踏まえ、必要に応じて非常勤職員を措置しているところです。なお、産育休の取得に対する代替措置については、非常勤職員での対応を基本としながらも、効率的な業務執行体制を確保しつつ、次世代育成の観点から、職員が安心して育児休業を取得できる環境づくりを行うため、一定の要件を満たす場合には、常勤職員の配置や臨時的任用職員による対応に努めているところです。

第６の要求について、技能労務職については、「技能労務職のあり方に関する基本的な考えについて」を踏まえ、全庁的に対応しているところです。なお、労働条件に係る事項については、協議してまいります。

第７の要求については、全庁的な問題でありますので、要求の趣旨は関係課に伝えてまいりたい。

第８の要求について、非常勤職員の雇用については、全庁的な問題でありますので、要求の趣旨は関係課に伝えてまいりたい。予算につきましては、厳しい財政状況のもと、限られた予算の中ではありますが、必要に応じて措置してまいりたい。

第９の要求について、職員の人事異動や配置については、今後とも適正に行うよう努めてまいりたい。

第１０の要求について、ハラスメントの防止については、府労連秋季年末要求に対して回答しているとおり、課長級、課長補佐級に対してハラスメントに関する研修を実施しているところです。なお、部内においても、ハラスメントの防止について、会議等の場を通じて周知済みであり、部としても、適正な勤務労働条件の確保ができるよう、引き続き取り組んでまいりたい。

第１１の要求については、全庁的な問題でありますので、要求の趣旨は関係課に伝えてまいりたい。